

新旧対照表

浦安市要介護者出張理髪の費用の助成に関する規則（平成4年規則第40号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>理容師又は美容師（以下「理容師等」という。）</u>による出張理髪を利用する要介護者に対し、出張理髪に要した費用の一部を助成することにより、要介護者に清潔感を与え、健康保持の一助とするとともに、介護者の介護の軽減を図り、もって要介護者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 出張理髪 市に登録された<u>理容師等</u>が、要介護者の居宅に出向いて、要介護者の理髪を行うことをいう。</p> <p>（助成金の額等）</p> <p>第4条 省 略</p> <p>2 費用の助成は、市が助成金を<u>理容師等</u>に支払うことにより行うものとする。</p> <p>（利用券の交付）</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 利用券は、当該申請に対する決定のあった日の属する月から当該月の属する年度の3月までの月数を2で除して得た枚数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた枚数）を交付するものとする。</p> <p>（利用の方法等）</p> <p>第7条 出張理髪を受けようとする者は、出張理髪1回につき利用券1枚を<u>理容師等</u>に提出しなければならない。</p> <p>別記第2号様式 <u>別紙のとおり</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、理容師による出張理髪を利用する要介護者に対し、出張理髪に要した費用の一部を助成することにより、要介護者に清潔感を与え、健康保持の一助とするとともに、<u>介護者の介護の軽減を図り、もって要介護者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 出張理髪 市に登録された<u>理容師</u>が、要介護者の居宅に出向いて、要介護者の理髪を行うことをいう。</p> <p>（助成金の額等）</p> <p>第4条 同 左</p> <p>2 費用の助成は、市が助成金を<u>理容師</u>に支払うことにより行うものとする。</p> <p>（利用券の交付）</p> <p>第6条 同 左</p> <p>2 利用券は、当該申請に対する決定のあった日に<u>6枚</u>交付するものとする。</p> <p>（利用の方法等）</p> <p>第7条 出張理髪を受けようとする者は、出張理髪1回につき利用券1枚を<u>理容師</u>に提出しなければならない。</p> <p><u>2 出張理髪を受けようとする者は、出張理髪を受ける際に、出張理髪1回につき1,000円を、理容師に対し支払わなければならない。</u></p> <p>別記第2号様式 <u>別紙のとおり</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。